

Fuji Marche（フジマルシェ）出店規約（出展者用）

1. 規約の履行

- ・本規約は、Fujihub（運営：株式会社フジ技研）が企画する Fuji Marche(フジマルシェ)を安全かつ円滑に行う為に定める事を目的とします。
- ・出店者は、以下に定める各規約および主催者および運営者から提示された事項（以下「本規約等」といいます）についてこれを遵守しなくてはなりません。

出店者が、本規約等に違反したと主催者または運営者が判断した場合には出店の取り消し、出店物／展示物・装飾物の撤去・変更・退去を命じることができます。

またこれにより出店者及び関係者に生じた一切の損害の補償及び賠償並びに支払われた費用の返還を行いません。

- ・本規約は全ての Fuji Marche 出店者に適用されます。

2. Fuji Marche の目的

主催者・運営者・市民・諸団体・出店者の協働により、企業と人が繋がり、新しい事にチャレンジ出来る場所、豊かな体験ができる場所とすることで地域の活性化を目指していきます。

3. 出店資格

- ・出店者は、本規約及び出店要項に記載の注意事項を遵守し、Fuji Marche の運営にご協力いただける方に限ります。また、搬入出及び出店時の同伴者にも規約遵守の指導の義務を負うものとします。

・出店者は主催者および運営者が定める Fuji Marche の開催趣旨に合致すると主催者および運営者が判断する商品、サービスを提供する個人・法人・団体に限ります。また主催者および運営者は出店内容について適切であるか否かを決定し、不適切であると判断した場合は、出店をお断りする権利を有します。またその際の根拠、判断基準などを示す義務を負わないものとします。

・販売物は原則として出品者自ら作成したオリジナル品であること、または販売することに公共性がある等、主催者および運営者がFuji Marcheの趣旨に対して適切と判断したものに限ります。

・前項で定める出店内容以外（パフォーマンス・宣伝・キャンペーン・各種イベント等）は、企画・運営者にて内容を審議し、出店の可否及び条件を決定します。

- ・加工食品の販売は販売する品目に応じて保健所の営業許可及び行商届が必要となります。

・現地にて調理を行う飲食物の販売はキッチンカーのみとします。

・飲食販売を行うスタッフの検便検査報告書（1年以内）を保有することが必要になります。

・いなべ市暴力団排除条例により、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業の出店は出来ませ

ん。

4. 出店申込

- ・ 出店者は審査制とし出店希望者が主催者の定める方法により出店申し込みを行い、主催者より出店申込みについての審査をさせていただきます。
- ・ 審査の上、運営者より出店のお願いをお伝えし、出店者が承諾した時点で正式な出店契約の成立となります。
- ・ 出店者は別途定めた金額を運営管理費として当日お支払下さい。
- ・ 出店をキャンセルする場合には開催日を含む7日前までにお電話またはメールにより届け出下さい。無断キャンセルの場合はキャンセル料が発生するとともに、今後の出店をお断りする場合があります。

5. 出店規則

- ・ 出店場所は主催者および運営者が定め、許可なく移動、拡幅を行うことはできません。また原則として出店者による出店場所の希望や指定は受け付けません。
- ・ Fuji Marche 開催中に主催者または運営者が必要と判断した場合は出店場所を移動していただく場合があります。
- ・ 出店中は歩行者等の通行の妨げにならないよう注意し事故の無いよう努めて下さい。
- ・ 警察・消防・保健所等の指示があった場合には従って下さい。
- ・ 緊急車両等通過時に妨害とならないよう留意し、緊急時には速やかに移動、撤去が可能なように展示物・装飾物の準備をして下さい。
- ・ 不測の事態により主催者および運営者が Fuji Marche の中止、中断を決定した場合にはそれに従って下さい。
- ・ 主催者および運営者は Fuji Marche 実施時に出店者並びに出店内容を撮影・録音等による記録を行う場合があります。またその記録をホームページ、印刷物作成時等に使用する場合があります。
- ・ 飲食販売をする場合は「飲食営業許可」を保有している出店者に限ります。
- ・ 出店者は食品表示法、景品表示法、薬事法等、法に準じた表示をしてください。
- ・ 動物、化粧品、医薬品、医業類似行為、著作権を侵害するもの（無許可キャラクター使用品、偽ブランドコピー品、複製ソフト（録音、録画、複写等））の販売は禁止します。
- ・ 危険な刃物類（模造刀ナイフ、包丁、モデルガン、危険な工具類含む）の販売は禁止します。
- ・ アダルト関連（風紀を乱すもの）の販売は禁止します。
- ・ 有料くじ、盗品、法律で禁じられている物、その他、販売に対して主催者が不適当と判断した物の販売は禁止します。
- ・ 宗教、政治、ネットワークビジネスに関わるジャンル、及び公序良俗に反する出店は厳禁です。

・政治上の主義の推進、支持または反対する活動、特定の政党、政治家への支持や批判、特定宗教への支持や批判、集会への参加の呼びかけ等の行為は固く禁じます。

・アレルギー物質については、口頭の説明のみならず、表示をして周知を心がけてください。

・出店者は会場内にて販売した商品について明らかな不備があった場合は、後日であっても返品や交換、返金に応じる必要があり、その他出店者と顧客との一切のトラブルについては、当事者間で解決するものとし、主催者および運営者はその責任を一切負わないものとします。

・出店者は、前項のトラブルにより、主催者、運営者、他の出店者およびその他第三者に迷惑をかけないように努めるものとします。万が一、当該トラブルにて、主催者、運営者、他の出店者およびその他第三者に損害を生じさせた場合、当該出店者は、その費用と責任にて、その損害全てを賠償するものとします。

・出店終了後は出店場所とその周囲の清掃をして下さい。会場内や会場周辺にごみや売れ残り品などを放置することは厳禁です。

・施設内は全面禁煙です。

・飲酒をしながらの販売は禁止です。

6. 個人情報の取り扱い

・出店者は、Fuji Marche に際して、各自で個人情報を取得する場合、個人情報保護法及び「三重県個人情報保護条例」等に基づき、適法かつ適切な取得を行う必要があります。

利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で利用しなければなりません。また取得した個人情報は、出店者が責任を持って管理・運用して下さい。

情報主体との間で紛争が生じた場合は当事者間で解決し主催者および運営者は責任を負いません。

7. 免責

・盗難、販売物の瑕疵、事故（搬出入時の含む）等に関して第三者とトラブルが生じた場合、出店者の自己責任・当事者間の話し合いで解決し、主催者および運営者はその責を一切負いません。

・渡し忘れ／欠陥品等、出店者側の落度に起因するクレームがあった場合、主催者および運営者は購入者に店者の氏名・連絡先を教える場合があります。

・出店者が主催者および運営者または第三者に対する損害を与えた場合、損害を与えた出店者の責任と費用を以って解決するものとします。また Fuji Marche に参加することに伴い、Fuji Marche 終了後に発生する出店者間・購入者間の諸問題について当方は一切責任を負わないものとします。

・主催者および運営者は、天候・災害等主催者の責に帰さないの原因による会期の変更・開催の中止によって生じた出店者および関係者の損害は補償ないし賠償しません。

8. 規約の改定

・主催者および運営者は本規約を随時変更することができるものとします。本規約の改定はホームページにて告知し、その時点をもって全ての事項は改定後の規約に準じるものとします。

9. 感染症防止対策について

新型コロナウイルス感染症の防止対策にご協力ください

1. 以下に該当する方は出店・来場を控えてください

- ・熱や咳など体調に不良がある方。（当日必ず自宅にて体温測定を行ってください）
- ・催日から2週間以内に発熱や体調不良で受診や服薬をした方
- ・新型コロナウイルスの濃厚接触者と判断された方、またその恐れのある方
- ・外出の自粛を要請されている方

2. 出店者様は下記の内容について同意とご協力をお願いします

- ・マスクは必ず着用してください。
- ・マスクと併用してフェイスシールドやブース内での間仕切りを設置する等の対策も必要に応じて行ってください。
- ・お客様との距離を保って接客してください。
- ・手洗いや消毒を適宜行ってください。
- ・当日の参加人数は、少人数でお越しくください。
- ・お客様が利用できるよう、ブース内にはアルコール消毒液等を設置してください。
- ・ブース内や販売商品の消毒を適宜行ってください。
- ・代表者の方は、当日一緒に参加された方の連絡先を把握しておいてください。
- ・当日はコロナ追跡システムの登録や、接触確認アプリのインストールにご協力ください。
- ・搬入受付時に、出店者全ての方の検温と体調について聞き取りを行います。

※その際に発熱（37.5度以上）や、風邪等の症状が見受けられた場合は参加をご遠慮いただきます。